

平成30年度 第3回

日野市国民健康保険運営協議会議事録

日 時 平成30年11月8日(木) 午後2時

場 所 日野市役所 4階 庁議室

出席者 被保険者を代表する委員

森 下 侑 一
鈴木 幸 子
坂 田 敏 久
成 沢 時 枝

保険医又は薬剤師を代表する委員

野 田 清 大
高 品 和 哉
栗 太 隆

公益を代表する委員

谷 和 彦
鈴木 洋 子
大 塚 智 和
近 澤 美 樹

被用者保険等を代表する委員

上 村 克 也
国 府 勉

事務局

市民部長 古 川 和 子
納税課長 星 野 敦 樹
健康課長 山 崎 八 州 志
保険年金課長 青 木 奈 保 子
保険年金課課長補佐 河 本 良 太
保険年金課保険税係長 上 野 浩 司
保険年金課給付係主査 今 井 信 之
(書記) 小 池 美 菜 子

議 題

【諮問事項】

- (1) 日野市国民健康保険税率等の改定について

【報告事項】

- (1) 平成30年度多摩南地区国民健康保険運営協議会会長会
国保講演会の開催について

配布資料

- 次第
- 国民健康保険税概算早見表 [年額]
- 国民健康保険税率等の改定について (答申案)

※ 傍聴者 5名

平成30年度 第3回日野市国民健康保険運営協議会議事録

議長 いつもお忙しい中、ご出席頂きましてありがとうございます。
ただいまより、平成30年度第3回日野市国民健康保険運営協議会を開催致します。皆様のご協力により議事を円滑に進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願い致します。

はじめに、傍聴希望者がいらっしゃいます。許可したいと思いますがよろしいでしょうか。異議がないものとさせていただきます。

－ 傍聴者入室 －

ただいまの出席者数は13名でございます。委員数14名の2分の1以上の出席となっており、定足数を満たしております。

これより運営協議会規則第12条の規定により、議長において会議録に署名する委員のご指名をさせていただきます。本日は、「高品委員」と「栗田委員」にお願い致します。

それでは、次第に沿って、進行させていただきます。

本日は、諮問事項がございます。諮問事項（1）日野市国民健康保険税率等の改定について、でございます。審議にあたり、事務局より説明を求めます。

事務局 保険年金課長

議長 保険年金課長

事務局 保険年金課長でございます。どうぞよろしくお願い致します。

第2回運営協議会にて、保険税率の値上げについて諮問させて頂きましたところ、追加の資料請求がございましたので、郵送させて頂いたところでございます。低所得者の割合がわかるもの、また軽減判定のボーダーラインについて世帯の税額と所得における割合を示してほしいということでした。それから、他市の軽減対策の事例をお配り致しました。また、国民健康保険税概算早見表について、本日カラーで印刷したものをお配りしました。このことについて、説明をさせて頂きたいと思います。まず、上段が65歳以上の方の年金収入の表で、下段が給与収入の表です。上段は155万円からスタートしておりますが、

155万円の世帯というのは7割軽減に相当する世帯です。1人世帯ですと年額で700円増、2人世帯ですと1,500円増となります。この表は低所得の方だけをクローズアップしてお配りしておりますが、全体のものを後でご用意させていただきます。

郵送させて頂いた資料は、上段①が40歳未満・65歳以上の給与所得に関するもの、下段②が40歳から64歳が対象で介護分まで含まれた給与所得に関するものになっております。黄色の部分が5割軽減となっております。7割軽減がかかる世帯については、ここには載っておりません。それから、①の収入140万円の一部に2割軽減のところがありますが、160万円・180万円と拡がっていったら、65歳以上の方だと最大で350万円のところまでだと軽減がかかります。ここで見て頂きたいところが、①の上段の200万円の列にある3人世帯・4人世帯の表です。3人世帯が2割軽減で、4人世帯になると5割軽減ということで、逆転現象のような形になっております。これは、1人家族が増えると必要とするお金も高くなるので、逆に税は安くなるということになっております。これらの色がついているところは、法定軽減がかかるところになります。

全員の方に2段の表が配布されているかと思しますので、こちらも加えて説明させていただきます。こちらは特に、低所得者の方をクローズアップして比較を試みた表になります。上段は65歳以上の年金収入の方、下段は40歳未満・65歳以上の給与収入の方です。そうしますと、5割軽減は2人世帯ですと年収215万円の世帯までかかりまして、2割軽減は260万円の2人世帯までかかるというものです。そして、軽減がかからなくなるのが、1人世帯は年収が228万円以上、2人世帯だと277万円以上となります。給与収入の場合ですと、1人世帯であれば年収が160万円以上の方、2人世帯であれば255万円以上の方ということになりました。それぞれ記載のある年収で税額を割り返しますと、その方の年収に対する負担割合が出てくるかと思えます。軽減がかかるようなご世帯の割合は、非常に小さいことを見て頂けたのではないかと考えております。

第2回の運営協議会の際、平均すると5,000円弱の値上がりになるという説明をさせて頂きましたけど、課税限度額を超えて頭打ちになるご世帯もあれば、7割軽減がかかる世帯もあり、いろいろな世帯があつて割り返した1人当たりの値上げの金額となっております。そのうち均等割だけの値上げで考えますと、2,700円の提案をしております。そのため、お子さんですとか、所得のない同居をされているような方については、年間の値上げは最大で2,700円ということになります。所得がある方には所得割がつきますので、もっ

と高くなる方も当然いらっしゃいます。限度額である94万円までという方もいらっしゃいます。子供の値上げなどについては、最大2,700円で止まるということは、ご理解いただきたいと思います。

続いて、もう1つお送り致しました子供の軽減策についてであります。こちらについては、東京では昭島市と東大和市が申請不要ということで、お子様が2人以上いる場合又は3人以上いる場合の軽減や、3人目以降均等割を半額にするなど、独自の軽減を取っている市がございます。また、清瀬市が平成30年度から5年間の時限措置ということで、申請が必要であるものの減免の制度を創設しました。清瀬市につきましては、日野市と同じく2方式に今年度からしたのですが、所得割や均等割のほか、資産割と平等割が医療分だけでなく他の後期高齢者支援金・介護納付金にもかかっていたことから、2方式にするには非常に難しかったと思います。他県は、神奈川県横浜市・埼玉県ふじみ野市・愛知県春日井市・兵庫県赤穂市・広島県福山市・福岡県北九州市がございました。いずれも日野市よりもかなり税率が高い市でありました。日野市の現行税率は、所得割が7.6%です。例えば、広島県福山市は、医療分だけで9.09%、全てを足すと14%ぐらいになり、その違いがあるということもご理解頂きたいと思います。

それから、社会保障制度そのものに関わってくるのですが、国保は社会保障制度の1つであります。生活保護なども社会保障制度です。ただし、社会保障制度には、国家扶助・社会福祉・公衆衛生といったものや、例えばコレラが発生したときに伝染を食い止めて国民の安全を守らなければならない場合に、全額国費で負担すべきというように支出割合が決まっているようです。

それに対して、国民健康保険は同じ社会保障制度の中なのですが、経済保障という観点で国の支援が入ってくるものでございます。さらに、加入者にもご負担頂いて行うものであるということです。子供の軽減対策で今なぜこの話をしましたかといいますと、加入者にもご負担頂いて成り立つ保険ということで、18歳未満を全く0円にするということが法的になじまないということでございます。そこで、どのように子供の軽減をしていくかと申しますと、1人あたりの均等割を下げるわけにはいかないので、その世帯の世帯主などに係る所得割を何%か削るというような対策を講じている自治体もございました。これらが今現在の実態でございますけれども、このような課題に対し、東京都が国に制度設計上の問題であるということで要望すると言っております。やはり、日野市だけということではなく、行うのであれば全体で行うというのが筋ではな

かるかということで、日野市としては今すぐ対策を講じるのではなく要望して日本全体で、と考えております。以上が追加の資料を送付させて頂いたことに対する説明でございます。とりあえず以上です。後ほど、もう一つの資料が届きましたら、お配りさせていただきます。

議 長 それでは、いったん事務局の説明が終わりました。ご質問がございましたら、ご発言をお願いします。本日はご質問を先にさせて頂き、その後ご意見をお伺いする段取りでさせていただきますので、ご協力をお願い致します。A委員。

A委員 最初に本日配布して頂いた資料とは別に、郵送で送って頂いたものは、40歳未満・65歳以上となっていたのですが、給与収入のものであって、年金は全く違う刻み方ということでよろしいでしょうか。

事務局 保険年金課長

議 長 保険年金課長

事務局 年金は65歳を過ぎると、所得控除額が大きくなり、軽減の対象となるスタートラインが高く始まりますので、このような意味合いで刻みが変わってございます。

議 長 A委員

A委員 ありがとうございます。資料を確認させて頂きました。
それにつけましても、大変過酷な計画であるというような認識を持ちました。なぜなら、給与収入でいうと40歳未満のうち、例えば100万円・控除後の所得でいうと35万円という方は、本当に単身で暮らすには大変な生活ではないかと思えます。おそらくどなたかの援助や、若い方であれば親元で暮らしていらっしゃったり、アパートなども借りることも難しいと思えますが、そうした方でも1,300円は必ず値上げになります。また、120万円でも2,100円、140万円でも3,500円、160万円でも4,900円の値上げになります。このような低所得者への対策として、日野市としてはこうした方々に軽減措置を取られるのかということをお聞きしたいのですが。

事務局 保険年金課長

議 長 保険年金課長

事務局 日野市独自の軽減策の導入は、現時点では検討しておりません。

A委員 介護保険がない方で、給与収入が140万円の方は軽減になって3,500円、160万円の方は約5,000円上がるというのは、私は下着・被服費用等にダイレクトに影響すると思いますので、こうした生活をされている方は、自分のお財布の中を眺めながら生活をする事になると思います。

次に、滞納についてお伺いします。払えないという状態になっているということについてお伺いしたいのですが、滞納した場合には督促が出て延滞金がつき、その次に資格者証が出て医療費の窓口負担額が10割になるかと思います。また、短期証についてはどのくらいの件数なのかということをお伺いしたいです。

事務局 保険年金課長

議 長 保険年金課長

事務局 まず、日野市では資格者証は発行しておりません。どのような滞納が続いていても、最大で適用されるのは短期証です。短期証なのですが、平成29年4月1日時点で316世帯、10月1日に677件、平成29年10月1日は保険証の更新時期でありまして、677件から向こう2年間がスタートして、半年ごとに少なくなっていくことになっております。

事務局 A委員

A委員 677件ということは、国民健康保険税が払えないので短期証ということになってしまっているのですね。そうした方がどのような生活になっていて、なぜ677件の方がいらっしゃるのかということを見ていくことがこれから必要なのではないかと思います。所得階層ごとに細かく677件の内訳は出ておりますか。

議 長 保険年金課長

事務局 階層別といったものは出ておりません。また、居所不明の外国人の方も含めて短期証を出しております。

議長 A委員

A委員 前日も言わせて頂いたのですが、なぜ払えないことになってしまうのかということを実際に見なければ、保険税率を上げていい・下げていいという判断をすることができないと思います。払えない人が677件おられますので、外国人の方がご理解頂けるかどうかということもあるとは思いますが、わからない状態の中で払えないのに短期証という形で期限が短いものになっているという事実があるわけで、677件滞納して、通常の保険証ではないものを使わざるを得ない状態になっていることを踏まえないといけないと思っております。今回、なぜこのように払えない方にも100万円の方には1,300円、120万円の方にも2,100円、140万円の方にも3,500円、こういう過酷な設定をしなければならないのかということの説明が前回あって、赤字解消の計画を作らなければならないという市の考え方を示して頂いたのですが、市民の方の負担を増やすということ以外で、赤字解消をする方法はないのでしょうか。つまり、市がその分一般会計からの繰入金そのままにし、これを赤字と呼ぶかどうかという問題がありますが、市民にこの負担を求めなければならないということでしょうか。

議長 保険年金課長

事務局 特別会計の性質からお話しますと、国民健康保険は医療費に見合った分を国や関係団体からの補助金と保険税で賄うのが仕組みとなっております。そのため、やむを得ず赤字分を補てんということで一般会計から繰り入れをしていました。その運営の在り方が、本来の方法ではなかったわけです。そこで、全国を見渡すと、一般会計繰入ができるのは都市部の自治体で、特に東京が行っており、東京以外の保険者は赤字補てんをすることもかなわず、致し方なく非常に高い税率を課している現実もあり、制度改革が始まっております。そのために国も財政支援を強化して、高すぎる税の市町村は適正に下げることが可能となっております。それとは反対に、東京の市区町村は一般会計を繰り入れておりますので、非常に低い税率となっております。やはり公平な観点から考えると、使っている医療費に見合った税率に改めるべきだというのが趣旨になりますので、これを踏まえた上で今回の提案及び赤字解消計画を提出させていただきます。

議長 A委員

A委員 改革の趣旨を納得されたということですが、日野市のように市の努力で安くおさえられていた自治体については、今度の改革で値上げを強いられることになると思います。日野市は頑張って頑張って税率を下げ、一般会計からも繰入ができるからしていたということかと思いますが、私は本当に市民が極力負担をしないように、市が大変な努力をしていくことを考える必要があると思います。最初東京都から制度設計上の問題があるという話があり、また今度の広域化によって要はどこに住んでいても同じようにする・公正になると先ほどおっしゃいましたが、私たち日野市のように一般会計から繰入ができて、市民の皆様の負担が今まで低くなっていたところにとって、値上げすることはたまらぬということになってしまうと思うのです。本当にいつも努力されてきたと私は思うし、その中で改革の趣旨を納得されたということなのですが、国会の中でも制度の問題・自治体が判断できるものかという問題が上がっていると思いますので、今諮問を受けておりますが、私たちの場合もどうなのだろうかと考えるところがあります。都も国に対しても思うに、都だけじゃなくて全国の首長さんたちも国に対して1兆円で補正を行うという考えに対し、3,400億円しか出ていません。自分たちの県の設計がわかっている首長さんたちは1兆円を出しておりますが、こうしたときに日野市は改革と考えるのかを皆さんと協力して考えていく必要があります。

日野市の財政で、決算が出ましたので市民に示された広報を見たのですが、日野市の黒字は一般会計繰越金で25億、去年はもう少し少なくて20億、借金もありますけれども今年の広報についてはとりわけ財政について市民の皆さんにわかりやすく書かれていて、市債残高の分は着実に減少・着実に借金を返せており効果も出ているようです。また、市債残高の状況を一定規模確保し、市民の皆様に健全財政だとアピールできており、そうした決算状況を示して、単純計算した結果、去年より繰越金を6億円増やせているので、市民の皆様が国保だけについては頑張ってきた日野市が1,300円、2,100円、3,500円、4,900円と値上げを市民の皆さんにお知らせして納得できるかどうかということで、私は出していただいた計画を改革の趣旨を納得し、こうした設計をされたというのは納得しがたいと思います。今市民に示されているこうした資料では、なかなか納得しがたいということがあるのですが、赤字解消つまり市民に値上げ・負担増を強いなければ、何かペナルティがあるのでしょうか。

事務局 保険年金課長

議長 保険年金課長

事務局 ペナルティはございません。

議長 A委員

A委員 ありがとうございます。そうすると、皆さんが考えて頂いたのは、本当によく頑張って頑張って低所得者の皆さんにこれをしていいのかということを考えるために、なかなかこれで良いという答えは出せないのではないかと思いますので、今日答申を出さなければならぬのでしょうか。

事務局 保険年金課長

議長 保険年金課長

事務局 前回諮問させて頂きまして、第3回で答申を頂きたいというお話をさせて頂いたかと思えます。本日、答申をお願いできればと思えます。

議長 A委員

A委員 そうすると、11月1日付の広報を全市民の皆さんが見ておりますので、借金が減っている・預金もちやんと確保できている・繰越29億円あるという数字の中で、国の制度設計を変えたからということで日野市は国保が上がるということに対し、なかなかOKということは言い難いのではないかと思います。質問については以上です。

事務局 市民部長

議長 市民部長

事務局 いまの広報の件について、少し説明させて頂きたいと思えます。この繰越金ですが、単年度のものではなく、日野市ができてからこれまでの収支の累積ということですので。29年度の1年間だけで、27.6億円の黒字が生じたわけではございません。先程おっしゃっていただいた1年間で約6.7億円の黒字ということですが、その前年とは逆に6.8億円赤字ということで、決して日野市が裕福で20何億円の黒字を毎年出しているものではないのだという認識でございます。29年度末では、繰越金と基金を合わせて約155.1億円ござい

ますけれども、借金の残高は317.9億円ということで、差し引きをしてもまだ160億円以上の借金が残るといことも日野市の財政の状況であることをご理解いただければと思います。

議長 B委員

B委員 まず1つ目に国民健康保険について整理させて頂いたのですが、先程課長の方から社会保障の中でも国の経済支援で加入者にご負担頂いて保険的方法で成り立つ制度だということをお伺いしたと思いますが、国保制度の議論そのものからは外れるかもしれませんが、ちょうど私の意見にも関連してくるという意味でも、市の財政状況を今一度お示しいただければと思います。

事務局 保険年金課長

議長 保険年金課長

事務局 日野市の一般会計で実施できている事業ですが、基本的に基礎的な経費は非常に高くなってきているというように財政課からは伺っております。やはり、保育園の経費ですとか様々な法改正に伴う障害者対策・高齢者対策も基礎的な経費として必要となります。また、担うべき事業でありますけれども、大体年度の初めに主要な施策の説明があろうかと思いますが、主要事業7項目に分けて特に力を入れていく事業を定めて、計画に沿って予算をつけているかと思えます。そのような中で予算を組みまして、運営していくところがございます。やはり大きな点ですと保育園の問題とか、老朽化した公共施設の整備とか、庁舎の免震工事などに大きな経費がかかっております。9月の補正予算の概要で見ますと、一番に掲げられていたのがブロック塀の改修でありました。大阪北部地震で痛ましい事故が起きてしまいましたので、その対策として9,500万円ほどの補正予算をあげています。一般会計というのは、このような多岐にわたる事業のほか、緊急な課題に対応するための予算と認識しておりますので、やはり国保については財政の見直しをするとともに、一般会計では一般会計で行うべき事業にあてるべきと考えております。

議長 他にご質問はございますでしょうか。次に、ご意見がございましたら、ご発言をお願い致します。A委員。

A委員 現行の国保制度がスタートした1962年当時、政府はそもそも国庫負担の必

要性を認めておりましたが、1984年に法改正があって国庫負担がどんどん推し進められてきて、国保の加入者自体がかつては1次産業の方・自営業の方が7割だったのですが、今は43%が無職の方なのですね。収入がない方が入っている社会保障制度であることを私たちは考えなければならないと思います。今は34%が非正規雇用の方であるため、8割の方は無職でやっていると考えなければならないと思います。なので、国保の根本的な問題は、課長がおっしゃっていたように都から国に言わなければならないものであるかと思いますが、国保に対する国の責任は後退してしまったとすると、構造が国保の加入者の貧困化や高齢化になっていくことを踏まえると、根本的な問題を解決するには国庫負担を増やす以外にはないと思います。そうしたときに、命に直接向き合っている地方自治体はどういうふうに対策を取るかが求められるということだと思います。国に対する意見というのは、県の首長さんたちだけではなく全国の知事会・市長会等の地方団体は、被用者保険との格差を縮小するという抜本的な財政基盤の強化を必要としているだけでなく、また日本医師会などの医療関係者の方々もおっしゃっています。これは国民皆保険の制度を守るため、低所得者の保険料を引き下げるといった必要が出てくる、そうしないと国民皆保険は守れないと考えます。また、お医者さんは当事者である患者さんを目の前で見ておられる中で、そういったことも踏まえて判断しなければならないと思います。先程協会けんぽ並みに1兆円を求めているけれども、3,400億円しか出てこない、こうした中で国保の都道府県化の適用のお話がありましたが、市町村が一般会計から特別会計に繰入するということをやめてしまうと、国のやり方に対し日野市はもう仕方がないのだと認めてしまうことになるので、踏ん張って踏ん張って住民を守る受け皿に日野市がなるのかどうかということだと思います。日野市ではないという答えになりましたので、本当に一心に頑張ってもらって、課長の方からは市の財産についてはご説明頂いたのですが、去年の繰越が単純に一般会計の総額を広報で見ますと、去年は21・今年は31なので、状況によって変わり、その年で繰越額が変わると思いますが、今の私たちの状況が重要だと思いますので、年収100万円の給与収入の方に年間1,300、2,100、3,500、年間160万円の方であれば4,900円負担増になると、間違いなく生活が困窮になる、洋服や食べ物もそうですし、健康に影響が出てくると思います。今回諮問をして答申をとということですが、私は答申について到底認められない、そしてその先に計画があって2万数千円まで見越したうえでの今年の5,000円ということで、到底今回これを認めることはできないと考えます。

議長

B委員

B委員 そもそもなぜ国は財政支援を強化して一般会計繰入金に頼らないことに努めるよう我々に求めるのか、市としてはなぜそれに従って保険税率を改定して、赤字解消計画にのっとり運営をしていく必要があるかを出発点とした広域化を私たちは考えていたかと思います。2045年近い将来には日野市は高齢者層はピークとなって、2040年には市民の3分の1が高齢者となる、しかもそれを支える側は減少していくという予測の中で、高齢化や医療の高度化などによって医療費が急速に膨らんでいくこと、このままでは市の財政は一層厳しさを増すこと、そしてありとあらゆるサービスの縮減ということを経ざるを得ないという状況が危惧されることを、先ほど課長からご説明頂いた財政状況の中で、市民の皆様健康と生活を守る社会保障の根幹をなす国民健康保険を今後ともいかに持続していくのか、そして世帯の中で制度を若い世代・将来世代に引き継いでいくのかということをお大前提に対策を講じていかなければならないため、昭和32年に成立以来の計画の改革になるかと思っています。

国保はご説明がありましたけれども、社会保障の中で加入者に税を納めて頂く・負担をして頂くということの上で成り立つ制度でありますので、税率や負担の増減だけを切り取って議論をするということでは、市の方向性を見誤ることになりかねないと思います。市全体の財政状況・市の未来の姿を俯瞰して判断する、今後負担の変化が生じるとしても、市の負担・荷が軽くなって良かったということではなく、これまで一般会計繰入金によるしわ寄せのために、やらなければならないこと・やらなければならないのに手が付けられなかったという介護や医療、公共施設の老朽化対策や災害対策など、主要施策の拡充に回すことができる、皆様の生活をより安心してより良くすることに充てられるということだと思います。活力を失いつつある街の活性化を図る重要な財源になりうることを、そして負担増は皆様の暮らし向上のために還元されるということをお、まずは加入者の方々にご理解頂くようにならないといけないと考えます。今まで市は数年がたって長い間保険料の値上げをせずにきました。他の市区町村と比較しても、結構抑えてきました。近づきたい標準税率は、医療指数や所得指数など加味した公平な税率であるということ、加えて納付金については裕福な所得の高い他の市区町村から市は応援して下げて頂いているという事実、そして激変緩和措置を講じるということ、インセンティブ補助金の獲得にさらに尽力して負担をさげる努力を継続していく方針であることを示して頂きました。これらのことを市は丁寧に詳細に市民の方に説明をして頂いたうえで、低所得者の方々にはどのような支援や軽減の策があるのかどうか、相談体制を整えてご納得頂けるよう、お支払いが難しい方についても個別具体的にきめ細やかな対応をお願いしたいと思っています。こういった世帯の方々、そし

てさらに多子世帯の方に向けての財政支援についても、市長会を通じて、またあらゆる他の機関を使って、国に対して支援額の上乗せ策の要求を継続して行って頂くことを強く望んでいます。我々世代の意思決定が将来世代への負担を先送りしないためではなくてはならないことを十分に考慮すれば、木を見て森を見ない、そのような判断であってはならないことを申し添えて、本改正案に賛成の意見とさせていただきます。以上です。

議長 それではC委員。

C委員 今回の諮問事項で、国民健康保険税率の改正についてということで賛成の立場で意見を述べさせていただきたいと思います。保険年金課長から様々なご説明を頂いたかと思いますが、第2回の運営協議会の際に、平成30年度の東京都内の49区市で保険税率を比較し、現在の日野市は49区市中47番目ということでありました。東京都は47都道府県の中でも低い方であるということですので。広域化後に限っては、保険料の平均所得やかかった医療費に応じて標準保険税率は示されるということかと思いますが、前期高齢者が多い分納付金の計算で調整されるかと思いますが。東京都内の現在の税率が示された標準保険税率は日野市より高い税率で示された中で、日野市が示された標準保険税率が全国的に負担の公平が保たれたもので計算されているということを理解する必要があるかと思いますが。そういった中で、国保は低所得者世帯・高齢者世帯が多く加入しているということでありまして、さらには少子化対策が求められる中、子供にも一律均等割がかかっている状況は大変厳しいという面もあります。子供への軽減については、第2回の際に制度設計上の問題との説明でありました。その中で、昨年度は日野市議会としましても、国に要望書を提出しております。日野市からも市長会を通じて正式に行われるかと思いますが、国の財政支援強化等の件について、しっかりと要望を上げて頂くということを要望して終了させていただきます。

議長 他にご意見はございますでしょうか。なければ、意見の終結をさせていただきます。それでは採決を取りたいと思います。では最後に、保険年金課長。

事務局 赤字解消計画と合わせて今回の税率改定案をご審議頂いているかと思いますが。赤字解消は、税率の見直しだけではないように考えております。歳出の医療費の内訳としましては、例えばジェネリック医薬品への切り替えで既に平成29年度も1億5000万円近くの差額が発生して、医療費を抑制することができております。各種健診ですとか、日野市は他市に先駆けて

微量アルブミン尿検査なども行っておりますが、そのような医療費の歳出を抑えること、また期限内納付をご理解いただいて促進することなども含めて、トータルで赤字を解消していくという考えに基づいて作成しております。以上、最後の説明をさせて頂きました。

議長 それでは、採決を取りたいと思いますが、事務局に答申案の用意はございますでしょうか。

事務局 保険年金課長

議長 保険年金課長

事務局 ございます。配布させて頂きたいと思います。
－ 国民健康保険税率等の改定について（答申案） －

議長 それでは、答申案について事務局より説明はございますか。

事務局 答申案でございますが、第2回運営協議会にて諮問させて頂いたものと同じ内容での答申案となっております。医療・支援・介護、それぞれこのような改定をさせて頂きまして、平成31年4月1日施行を目指しております。説明は以上です。

議長 それでは説明が終わりましたので、本件につきまして採決を行います。本件につきまして、答申案のとおり賛成の方の挙手をお願い致します。

ありがとうございます。賛成多数でございます。よって、本件は諮問のとおり答申することに決定を致しました。ありがとうございます。

それでは、2番目の議題に移らせて頂きます。

報告事項（1）平成30年度多摩南地区国民健康保険運営協議会会長会国保講演会の開催について、事務局より説明を求めます。

事務局 保険年金課長

議長 保険年金課長

事務局 報告事項の（１）でございます。平成３０年度多摩南地区国民健康保険運営協議会会長会というのがございまして、南多摩５市で順番に勉強会を開催しております。前々回は日野市で、元日野市立病院の副院長である村上先生に、微量アルブミン尿検査の件について講演して頂きました。毎年各市工夫して非常に良い勉強会を開催しておりますので、是非ご参加をお願いできればと思います。日程だけ決まりましたので、今日お伝え致します。平成３１年２月７日木曜日の午後ということで、時間と場所について詳細はまだ決定しておりませんが、開催は稲城市にて行います。なにとぞ皆様ご協力頂きまして、大勢でご参加いただければと思います。以上です。

議長 事務局からの説明は終わりました。この件につきましてご質問等がありましたら、挙手の上、ご発言をお願い致します。
それでは本件につきまして、終了と致します。その他にご質問等はございませんでしょうか。

それではこれもちまして、平成３０年度第３回日野市国民健康保険運営協議会を終了と致します。ご参加いただき、ありがとうございました。

日野市国民健康保険運営協議会規則第１２条により、ここに署名する。

平成31年 月 日

日野市国民健康保険運営協議会

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____